

同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修情報誌

すばる



No.30

令和6年4月

 福岡県

人権・同和問題に係る研修への講師あっせん制度について

福岡県は、県職員研修をはじめ、国、市町村、企業、地域等で行われる同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発及び研修の推進を図るため、「同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん事業」を実施しています。

講師団講師あっせん事業とは、研修を実施される依頼者の求めに応じて講師をあっせんするものです。

講師団には同和問題に係る啓発・研修講師団と様々な人権問題に係る啓発・研修講師団があり、それぞれ学識経験者、企業、行政など幅広いジャンルの講師で構成しています。

本冊子には、講師団講師の名簿及びあっせん事業の手続を掲載していますので、内容を御確認の上、ぜひ本事業を御活用ください。

■ 講師団講師を御活用いただくには

本冊子 4 ページの「講師団講師あっせん事業手続」により必要な手続きをお願いします。

なお、様式等の資料は、福岡県庁ホームページからダウンロードできますので御活用ください。

福岡県庁ホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/subaru.html>

トップページ「組織から探す」>福祉労働部 人権・同和对策局調整課

>その他 同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん事業について>同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修情報誌「すばる」>リンク



■ 企業・地域等が行う研修について

企業、地域等が行う人権・同和問題啓発研修に係る講師の謝金・旅費は、福岡県が負担します。

企業、地域等が行う研修とは、国、市町村が行う研修及び介護員等養成研修以外のもので、福岡県内の全ての企業、各種団体、自治会、老人会、サークルなどを対象にしています。

企業や業界団体等が講師団講師あっせん事業を活用して研修を実施した場合は、福岡県競争入札参加資格審査における地域貢献活動評価項目の人権・同和問題啓発研修の対象となります。

詳しくは、福岡県庁ホームページから「人権・同和問題啓発研修」を検索してください。

活用していただく上でのポイント

① どういうスタイルの研修にするか

以前行った研修と同じ講師で同じ内容の研修を行っても「マンネリ」化してしまいますので、いろいろな角度、切り口から研修を行うことが必要です。

※下記に過去の研修事例から主なスタイルを掲載していますので、参考にしてください。

② どういう講演を聴きたいか

講演の内容は、「人権尊重」や「同和問題(部落差別)の実態」などといった漠然としたものではなく、現在、疑問に思っていること、感じていることなど具体的な内容としたものとするのが重要です。

② 講師を選ぶ

研修のスタイル、講演内容を決めて、8ページ以降の各講師のプロフィールを参考に、講師2～3名を選んでください。

計画が決まりましたら、4ページの手続きに進んでください。

【研修の主なスタイル】

○ 講演を中心としたもの

〔企業主催の研修〕対象者：従業員 出席者：80人

① 人権・同和問題啓発映画(25分)

「企業に求められる人権意識とは？」

② 講演(1時間30分)

テーマ「企業内における人権問題について」

③ 質疑応答、講師によるまとめ(30分)

○ 視聴覚教材を活用したもの

〔県主催の研修〕対象者：県職員 出席者：70人

① 事前説明

本日の研修の進め方について

② 人権・同和問題啓発映画（35分）

「今日もよか天気たい」（福岡県制作）

③ 班別の話合い（1時間）

10名～15名の班に分かれ、映画についての討議を行う。講師は各班に助言を行う。

④ 全体での話合い、まとめ（1時間）

○ 討議を中心としたもの

〔県主催の研修〕対象者：県職員 出席者：50人

① 講演（1時間）

テーマ「差別をなくすために-私の歩いてきた道を振り返って-」

② グループ別討議（1時間）

講師は討議の助言を行う。

③ 討議結果発表（30分）

④ 講師によるまとめ（20分）

〔団体主催の研修〕対象者：団体に参加している職員 出席者：45人

① 事例発表（20分）

市町村、県、国の職員からなる団体において、各業務における人権・同和問題に関する事例を数名が発表する。

② 分散討議（1時間40分）

5班に分かれ、事例発表をもとに討議を行う。講師は討議の助言を行う。

③ 分散討議の発表（40分）

各班発表

④ 質疑応答、講師によるまとめ（20分）

講師団講師あっせん事業手続

研修の計画が決まったら、以下のとおり手続をお願いします。

必要書類の提出（右図①～⑤）

- (1) 「講師団講師あっせん依頼 事前相談票」（6 ページ）の提出
事前相談票を作成の上、研修開催予定日の 60 日前までに、メール又はファクシミリで県あてにお送りください。県が講師との調整を行います。
- (2) 「講師団講師あっせん依頼書（様式第 1 号）」(42 又は 46 又は 49 ページ※)の提出
講師との調整後、県から依頼者に連絡しますので、研修開催の 40 日前までにあっせん依頼書を県あてに送付してください。県から講師決定の回答をします。

連絡先 福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課 管理係
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
Mail jinken-chosei@pref.fukuoka.lg.jp
FAX 092-643-3326 TEL 092-643-3324

講師との協議・研修の実施(右図⑥～⑦)

- (1) 講師との協議
講師の連絡先をお伝えしますので、研修内容等について協議を行ってください。
- (2) 研修の実施
※研修の際は、参加者を対象とした「人権・同和問題研修アンケート」（51 ページ）を併せて実施してください。

福岡県への報告（右図⑧）

研修終了後、以下の書類を提出してください。

- 「研修結果報告書（様式第 2 号）」(43 又は 47 又は 50 ページ※)(終了後 10 日以内)
- 「人権・同和問題研修アンケート(集計票)」(49 又は 53 ページ)（終了後 30 日以内）

※アンケート集計票については、下記フォーム（簡易申請システム）より提出いただきますようお願いいたします。

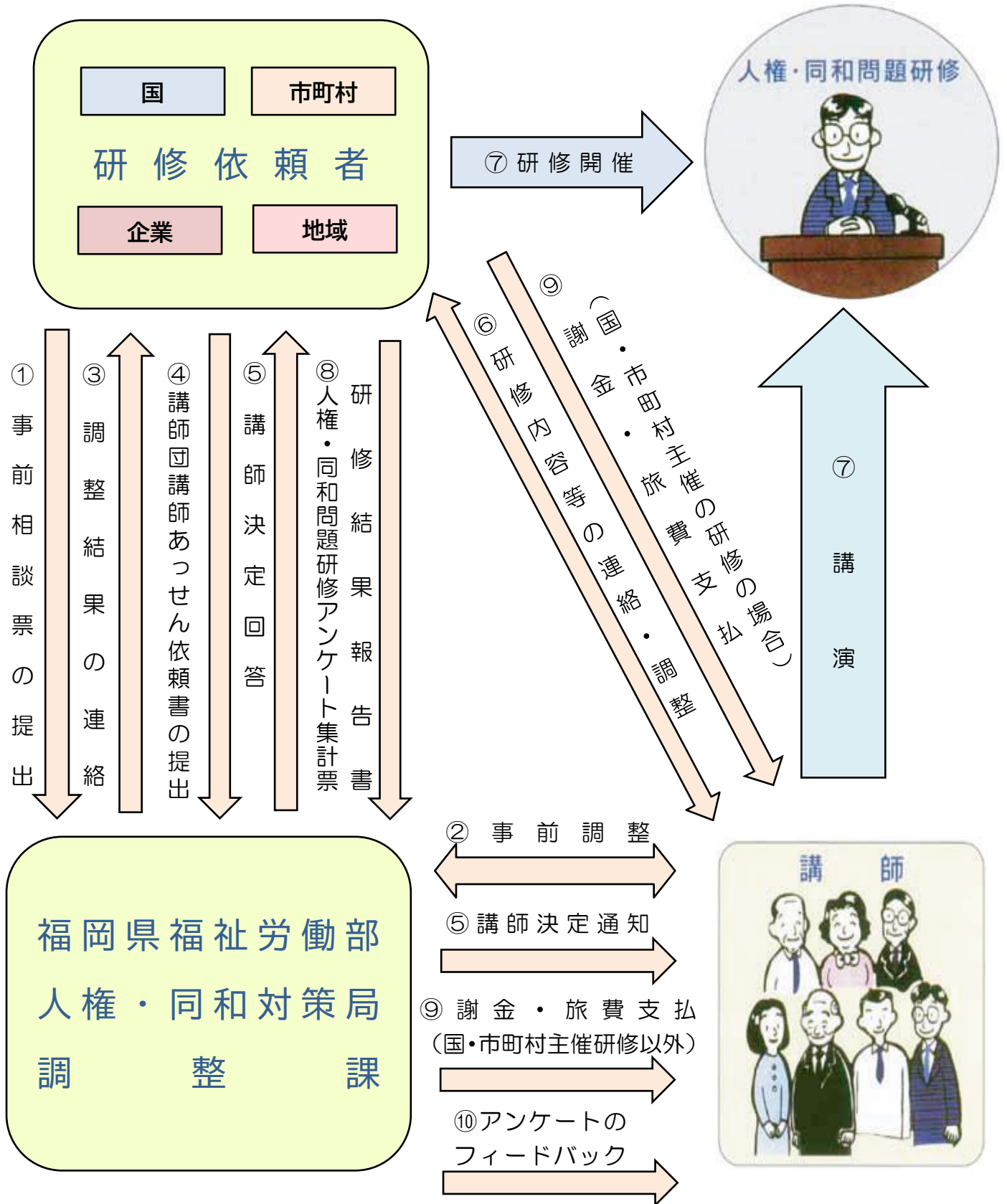
<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=J4ud39gU>

謝金・旅費支払（右図⑨）

企業又は地域等が行う研修についての講師謝金及び旅費は、福岡県が負担します。
(国及び市町村が行う研修並びに介護員等養成研修は、依頼者の負担となります。45 ページをご参照ください。)

※ 研修主催者等の違いにより、使用する様式が異なります。詳しくは 40, 44, 48 ページの要領をご参照ください。

〈講師団講師あっせん事業手続図〉



※「介護員等養成研修」は「国・市町村」と同様の取扱いです。

相談票送付先 メール：jinken-chosei@pref.fukuoka.lg.jp

FAX：092-643-3326

福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課 管理係 行

講師団講師あっせん依頼 事前相談票		
主催者名		
研修会名称		
研修年月日(曜日)	年 月 日 ()	
研修時間	時 分～ 時 分まで	
講師の講演時間	時 分～ 時 分まで (時間 分)	
研修場所		
所在地		
研修対象者		
研修規模(人数)		
希望研修テーマ		
担当者の連絡先	所属名	
	職・氏名	
	住所	(〒)
	電話	(内線)
	メール	
	FAX	
備考 (連絡事項など)		

希望する講師	①	②	③
--------	---	---	---

※ 講師団講師あっせん事業の依頼については、「すばる」1～5ページを熟読の上、この事前相談票を提出してください。

「すばる」とは

牡牛座にある散開星団。プレアデス星団。

肉眼では六個の星しか見えないので六連星(むつらぼし)ともいった。

漢字は、「昴」と書き、一つにまとまるの意の「統(すばる)」から。

相談票送付先 メール：jinken-chosei@pref.fukuoka.lg.jp

記入例

FAX：092-643-3326

福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課 管理係 行

講師団講師あっせん依頼 事前相談票		
主催者名	福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課	
研修会名称	人権研修会	
研修年月日(曜日)	令和〇年 〇月 〇日 (×) または△日 (□)	
研修時間	13時00分～16時00分まで	
講師の講演時間	14時00分～15時30分まで (1時間30分)	
研修場所	福岡県庁 地下4号会議室	
所在地	福岡市博多区東公園7-7	
研修対象者	地域住民	
研修規模(人数)	50人	
希望研修テーマ	障がい者の人権問題について	
担当者の連絡先	所属名	〇〇〇
	職・氏名	〇〇係長 〇〇〇〇
	住所	(〒812-8577) 福岡市博多区東公園7-7
	電話	092-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線〇〇〇)
	メール	〇〇@〇〇.〇〇.〇〇
	FAX	092-〇〇〇-〇〇〇〇
備考 (連絡事項など)	研修日の候補日がいくつかある場合は、候補日をそれぞれ記入してください。オンライン研修を希望する場合は、実施方法や収録日時、配信期間等を記載ください。	

備考欄を参照してください。

「研修時間」には研修全体に係る時間を、「講師の講演時間」には講師が講演する時間を記入してください。

できるだけ第3候補まで記入してください。

希望する講師	① 〇〇〇〇講師 ② 〇〇〇〇講師 ③ 〇〇〇〇講師
--------	----------------------------

※ 講師団講師あっせん事業の依頼については、「すばる」1～5ページを熟読の上、この事前相談票を提出してください。

「すばる」とは
牡牛座にある散開星団。プレアデス星団。
肉眼では六個の星しか見えないので六連星（むつらぼし）ともいった。
漢字は、「昴」と書き、一つにまとまるの意の「統（すばる）」から。

講師団講師

同和問題に係る啓発・研修講師団講師名簿

(五十音順)

井上 法久 (いのうえ のりひさ)	12
加藤 陽一 (かとう よういち)	13
迫本 幸二 (さこもと こうじ)	14
新谷 恭明 (しんや やすあき)	15
竹森 健二郎 (たけもり けんじろう)	16
谷口 研二 (たにぐち けんじ)	17
長野 健一 (ながの けんいち)	18
濱近 政和 (はまちか まさかず)	19
峰 司郎 (みね しろう)	20
森山 沾一 (もりやま せんいち)	21
山口 裕之 (やまぐち ひろゆき)	22

※講師によっては、様々な人権分野に係る研修についても対応可能です。各講師の対応可能な人権分野については、p.11をご参照ください。

様々な人権問題に係る啓発・研修講師団講師名簿

(五十音順)

荒牧 明楽 (あらまき あきら)	23
浦 尚子 (うら ひさこ)	24
江島 玲子 (えしま れいこ)	25
加藤 陽一 (かとう よういち)	26
久保井 摂 (くぼい せつ)	27
倉富 史枝 (くらとみ ふみえ)	28
黒部 美咲 (くろべ みさき)	29
椎太 信 (しいた のぶ)	30
朴 康秀 (ぱく かんす)	31
船越 哲朗 (ふなこし てつろう)	32
古川 克介 (ふるかわ かつすけ)	33
古野 陽一 (ふるの よういち)	34
百田 英子 (ももた えいこ)	35
柳井 美枝 (やない よしえ)	36

※各講師の対応可能な人権分野については、p. 11 をご参照ください。

各講師の対応可能な人権分野

人権分野 講師名	同 和 問 題	女 性	子 ど も	高 齢 者	障 が い の あ る 人	外 国 人	H I V 感 染 者	ハ ン セ ン 病 患 者	犯 罪 被 害 者 等	人 権 侵 害 による イ ン タ ー ネ ッ ト による	性 的 少 数 者
井上法久	○		○								
加藤陽一	○	○	○	○	○		○	○		○	○
迫本幸二	○		○	○						○	
新谷恭明	○	○	○								
竹森健二郎	○										
谷口研二	○		○								
長野健一	○		○								
濱近政和	○		○	○	○						
峰司郎	○		○		○						
森山沾一	○		○	○		○					
山口裕之	○	○	○	○	○	○				○	○
荒牧明楽											○
浦尚子									○		
江島玲子					○						
久保井撰					○		○	○			○
倉富史枝		○	○								
黒部美咲											○
椎太信											○
朴康秀						○					
船越哲郎					○						
古川克介					○						
古野陽一			○							○	
百田英子			○								
柳井美枝						○					

※講師によっては上記人権分野以外にも対応可能な内容がありますので、各講師プロフィール（p.12～p.36）をご参照ください。

講師プロフィール

【同和問題】



いのうえ のりひさ
井上 法久

【主な講演テーマ】

『差別する人の歴史（古代から中世、近世、近・現代）』、『解放令から水平社』、『被差別部落とキリシタン』
『絵巻物の謎（春日権現験記絵、一遍上人絵伝）』、『みやこの謎（京都、江戸、奈良）』、『ケガレと女性』
『いじめと差別構造』、『働く人の人権』、『進路保障』、『在日外国人』

【講師からのメッセージ】

『「平等な社会」、「差別のない社会」とは？

私があなを、あなたが私を、誰もが誰をも尊重する社会

（尊重する・受容する・擁護する社会）

先ずは「私」から、「あなた」から』

【現職】

福岡教育大学非常勤講師

【研究歴、活動歴】

元福岡市立中学校教諭、元福岡市進路保障研究会事務局長
学校、地域等での人権・同和問題研修会の講師も多数担当。

【著書】

「部落史・部落問題に関する啓発・学習に正確をきたすために」（『部落解放』803号）

『小・中学校の社会科学学習における部落問題学習指導事例』（共著 福岡市教育委員会）

「こどもと『つむぐ』授業」（共著 福岡教育総合研究所）



かとう よういち
加藤 陽一

【主な講演テーマ】

『災害と人権～福祉避難所問題を考える』『高齢者の孤立と人権』『児童虐待の現状と課題』『高齢者虐待の現状と課題』『キーワードで考える部落問題』他、部落問題・部落史全般、『部落差別と仏教』『同和教育（保育）が提起したもの』『子育てと人権』『いじめ・体罰と人権』『無言・無縁社会と人権』『江戸の商業倫理とC.S.R.』『地名総覧からC.S.R.へ』『パワハラのない企業風土創りのために』『食を通して考える子育てと人権』『防災と人権』『スポーツ指導と人権』『孤立社会のメンタルヘルス』『障害者差別解消法の意義と課題』『インターネットと人権』『性的少数者の人権入門』『五重の排除と子どもの貧困』『児童生徒のスマホ利用を考える』『高齢者虐待の現状と課題』『児童虐待の現状と課題』『ジェンダー平等とは何かを考える』等

【講師からのメッセージ】

『キーワードは「好奇心」と「視点の転換」です。』

【現職】

九州女子短期大学講師、香春町部落差別解消推進審議委員長（令和5～6年度）
博多昆虫同好会会員、公益社団法人福岡県人権研究所会員（住民意識調査担当）

【研究歴、活動歴】

1979年から小倉の識字学級に通い始める。（現在は、地域交流センター啓発講座講師として継続中）

1984年4月～1987年3月 福岡県同和教育研究協議会事務局員

2006年 狭山第三次再審開争に関わり、逮捕当時の石川さんの言語能力と脅迫状執筆能力の矛盾をまとめた川向・加藤意見書を作成。

1978年4月～2012年3月まで公立中学校教諭（国語科）

2012年度～嘉麻市、新宮町、小郡市、大木町、筑後市、朝倉地区、八女市、広川町、久留米市住民意識調査の分析を担当

2019年から 九州女子短期大学講師

【著書】

- ・『^{くら}部落が語りかけるとき』『学校現象をフィールドワークする』『部落問題 はじめの一歩』
- ・共著『部落史授業を見直す』『子どもたちの表現を拓く』



さかもと こうじ
迫本 幸二

【主な講演テーマ】

- 『身の回りにある様々な人権問題』『子どもの貧困と人権の問題』
- 『部落史学習と授業の在り方』『人権教育と授業づくり』
- 『しつけと虐待について』『スポーツと人権（いじめについて考える）』『ハラスメントと人権』
- 『部落問題の基本的認識（歴史について、忌避意識について）』
- 『参加型で考える人権の問題』『ヘイトスピーチと人権』

【講師からのメッセージ】

人は、様々な「属性」を持って存在しています。他者に学ぶとは言っても、同じ目線で考え理解するという事は難しいことです。だから、自分を含め誰もがその「属性」にとらわれて、他者を差別する可能性を持った存在であることを自覚することが大事になります。人権研修では、「してはいけないこと」をあれこれ学ぶのではなく、「自分の中にある差別意識を知ること」を学ぶことを研修の課題にしています。」

【所属】

公益社団法人福岡県人権研究所 特任研究員

【研究歴、活動歴】

公益社団法人福岡県人権研究所事務長

西南学院大学非常勤講師

糟屋地区小学校教諭、那珂川町立小学校長

福岡県教育庁福岡教育事務所同和教育室指導主事

福岡県教育センター教育経営部人権教育班主任指導主事

学校における人権・同和教育の教職員研修の指導助言や研修講師を数多く務めた。また、企業や行政職員等の研修をはじめとして、PTAの家庭教育学級での子育て問題や地域公民館での人権・同和問題について、講師として研修・啓発を行った。



しんや やすあき
新谷 恭明

【主な講演テーマ】

『これからの「同和」教育』『校則について』『部落差別はなぜ起きるのか』『道徳教育と人権』

【講師からのメッセージ】

『子どもの人権疎外の要因を近代学校史の中に見い出し、新しい同和教育の道筋を模索したい』

【現職】

九州大学名誉教授、公益社団法人福岡県人権研究所理事長、NPO 法人宗像地区人権と共生の会理事長

【研究歴、活動歴】

近代学校批判を踏まえた教育史的観点から学校文化や「同和」教育について発言してきている。
最近では道徳教育や校則について発言している。

九州大学教育学部教授、同基幹教育院教授、西南女学院大学教授をへて現在に至る。

教育史学会代表理事、中等教育史研究会会長、九州教育学会会長、日本教育学会理事などを歴任。

【著書】

新谷恭明『差別は生きている』[福岡市同和教育研究会]

新谷恭明・土戸敏彦編『人間形成の基礎と展開』[コレール社]

佐藤秀夫編『日本の教育課題5-学校行事を見直す-』[東京法令出版]

土戸敏彦編『<道徳>は教えられるのか?』[教育開発研究所]

新谷恭明・伊森浩人『人間を大切に作る学校づくりの道標』[福岡県人権研究所]

『学校は軍隊に似ている-学校文化史のささやき-』[海島社]

『なぜ中学生は煙草を吸ってはいけないの-学校文化史の言い分-』[福岡県人権研究所]

『平和で民主的な国と社会を創る道徳教育のススメ』[福岡県教育総合研究所]

『校則なんて大嫌い！—学校文化史のおきみやげ—』[福岡県人権研究所]



たけもり けんじろう
竹森 健二郎

【主な講演テーマ】

『福岡における部落解放史』

『歴史のなかの被差別部落の人々とくらし』『被差別部落の歴史から学ぶ（中世、近世、近代、戦後）』『部落問題解決の道すじ』『戦後同和行政と部落解放運動』

【講師からのメッセージ】

『歴史は未来を映す鏡です。歴史から学び、差別のない社会をつくりましょう』

【現職】

福岡市史編纂委員会 近世専門委員

【研究歴、活動歴】

福岡を中心として、江戸時代から戦後部落解放運動までの被差別部落の歴史、歴史理論などを中心に研究。

【著書・論文など】

『小倉藩庄屋永井家文書文化二年丑日記』（解題・翻刻、九州文化史研究所史料集刊行会）、「戦後福岡における部落解放委員会の活動」（『ひょうご部落解放』128号）、「福岡における『賤民廃止令』をめぐる被差別部落の動向と地域社会」（『部落解放研究』202号）、「植民地朝鮮における衡平社と大同社の活動」（『佐賀部落解放研究所紀要』34号）、『朝鮮衡平運動史料集・続』（共著、解放出版社、2021年）、「戦後同和行政と部落解放運動」（『講座 近現代の部落問題』所収・解放出版社、2022年）、「コラム 衡平社を訪ねた水平運動活動家」（『植民地朝鮮と衡平運動 朝鮮被差別民のたたかい』所収、解放出版社、2023年）、「部落史研究における『田原春次と堺利彦労働農民労働学校』の意義」（『リベラシオン』193号）など



たにぐち けんじ
谷口 研二

【主な講演テーマ】

『部落差別問題を「今・ここ・自分事」として考えるためのツボ』『持続可能な社会づくりの駆動力としての
人権教育—子どもたちにどんな力を身に付けさせたいか、どうすれば身に付くか—』『人権教育の指導方
法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕と学習活動の改善』『学校・家庭・地域・企業を結ぶ人権文化
づくり—コミュニティとコミュニケーション力』『人権教育の具体的イメージ—私だったらどうするか』『思
春期の子どもとかかわるときのポイント』『民話の想像力について—民俗社会の民話と被差別部落の民話』

【講師からのメッセージ】

『「いま・ここ・わたし」から始まり、地域や世界や歴史をくぐって、「いま・ここ・わたし」に還る人権教
育を。』

【現職】

公益財団法人福岡県人権啓発情報センター館長

【研究歴、活動歴】

北九州市立中学校教諭（国語科）、福岡県教育庁人権・同和教育課指導主事、福岡県立学校教頭、県教育庁
人権・同和教育課課長補佐、福津市立小・中学校長、公益社団法人福岡県人権研究所事務長
福岡県同和教育副読本「かがやき」執筆委員、編集委員、福岡県人権施策推進懇話会副会長、独立行政法人
教員研修センター「人権教育指導者養成研修」講師、文科省「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」
委員、西南学院大学・福岡女子大学・福岡教育大学講師（非常勤）

【著書】

絵本『とうちゃんはトビ』[共著/海鳥社]、写真絵本『しめかざり』[共著/海鳥社]
脚本『足場』[共著/部落解放文学賞]、ブックレット『人権教育の新しい地平へ—同和教育の視点と「かが
やき」活用の可能性』[福岡県人権研究所]、『子どもたちの表現を拓く—書くことの可能性と授業』[共著/
福岡県人権研究所]等。



ながの けんいち
長野 健一

【主な講演テーマ】

『人権・同和問題との豊かな出会いを』、『部落差別の現実に学ぶ』、
『識字から学ぶこと』、『人権子育てのススメ』など

【講師からのメッセージ】

何かとマイナスイメージがつきまとう人権・同和問題、ならばプラスに転換する何かがある。それが人権・同和問題との出会い直しであり、学び直しだと思う。
そのきっかけになる問題提起ができるならと、日々精進中。

【現職】

筑紫野市京町隣保館職員、筑紫野市同和問題啓発資料編集員、福岡県人権施策推進懇話会委員、福岡県部落差別解消推進協議会委員

【研究歴、活動歴】

筑紫野市人権政策課長など、長年、人権・同和行政担当として従事。県内外の人権・同和問題研修等において講演活動多数有。



はまちか まさかず
濱近 政和

【主な講演テーマ】

- 『子どもの人権』『高齢者の人権』
- 『地域と高齢者は子どもにどうかかわるか』
- 『障がい者差別にかかわる発言への対応と指導』
- 『人権が尊重される社会をつくるために』 『人権課題と人権感覚』
- 『自分らしく胸を張って生きるために』

【講師からのメッセージ】

『「人は誰も冒瀆される存在ではない。尊敬されるべき存在である。」
“自分のままでいい”という人権・同和教育との出会いは、肩を張らずに生きていけることを教えてくれました。自分らしく、為るべき自分になるために、また、人の心に思い至ることのできる感性と想像力を身に付けるために日々を重ねていきます。』

【現職】

糸島市立前原コミュニティセンター長

【研究歴、活動歴】

福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課指導主事・総括

糸島市立小学校長

啓発月間人権・同和問題講演会、家庭教育学級、子育てネットワーク、青少年育成会、シニアクラブ、小中学校PTA、小中学校教職員研修会などで講師を務める。



みね しろう
峰 司郎

【主な講演テーマ】

『私にとっての人権・同和問題』、『識字にかかわるとは』、『小・中の教科書から考える人権・同和問題』

【講師からのメッセージ】

『ことばにこだわる』、『想像力、創造力を大切に』、『ナガサキ生まれの被爆二世』

【現職】

公益社団法人福岡県人権研究所特任研究員

【研究歴、活動歴】

元福岡県小学校教員、元筑紫野市同研事務局長、元福岡県教育センター教育経営部人権教育班指導主事、各地の人権・同和問題研修会の講師も多数担当

【著書】

「元気の出る人権教育をめざして」(『季刊人権教育』、明治図書)、「教育課題としてのセルフエスティームとその周辺概念についての考察」(『リベラシオン』no. 150、公益社団法人福岡県人権研究所)「地域の教育力の充実と地域と学校との協働体制の在り方についての一考察」(『九州共立大学地域連携推進センター研究紀要 第4号』)



もりやま せんいち
森山 沾一

【主な講演テーマ】

- 『自分史（ライフヒストリー）からの部落差別・解放』『一度かぎりの輝く人生をめざそう』
- 『人権教育・啓発推進を考える』『差別・解放の生涯学習を考える』『子どもの社会力をつける』
- 『人権と福祉のまちづくり』『近現代史と人権』 そのほかご希望に応じます。

【講師からのメッセージ】

『人災天災の多い今、現代的人権をつくりだすことが大切です。違いを認め共に生きる共生・協同の人づくり・まちづくり・自然づくり（納豆社会・ナットワーキング）をすすめたいものです。』

【現職】

福岡県立大学名誉教授

【研究歴、活動歴】

教育学博士。18才から部落問題・教育学にかかわり、部落問題の解決を中心に人権・人間の解放を考え続けています。熊本商科大学講師・助教授（部落解放論、教育学）、佐賀大学教育学部助教授（同和教育、社会教育学）、福岡県立大学人間社会学部（人権論・社会貢献論）を経て、現職にある。この間、地域ボランティア活動などにもかかわる。教育・啓発論を中心に近代部落史を含む生涯学習、人権の講演を行っている。公益社団法人福岡県人権研究所前理事長

【著書】

『生涯学習時代の人権』〔明石書店、編著、(1995年)〕『ボランティア・ネットワーク-生涯学習と市民社会-』〔東洋館、編著、1997年〕『日本・中国子どもの行方～日中学術共同調査から見えてきたもの』(2000年)『川崎町史』(2001年)『子ども・若者と社会教育』〔東洋館、共編著(2002年)〕『松本治一郎』〔(社)福岡県人権研究所編、西日本新聞社(2003年)〕『人権教育・啓発推進関連資料集解説』〔(社)福岡県人権研究所編(2005年)〕『教育格差拡大-希望の公教育・〈人間の森〉づくり』〔編著、国民教育文化研究所(2006年)〕『「癒学(ゆがく)の郷(さと)」たがわの創生-田川地域長期振興戦略プラン』〔福岡県立大学、編著(2007年)〕『世界遺産をめざす田川再生プロジェクト報告書』〔経済産業省、編著(2009、2010年)〕『社会教育における人権教育の研究-部落解放実践が人間解放に向け切り拓いた地平』〔福村出版(2011年)〕『熱と光を願求して』〔花書院(2015年)〕『被差別部落の歴史と生活文化』(原口穎雄著)編集・校訂〔明石書店(2014年)〕『山本作兵衛日記・資料』〔福岡県立大学(2003~2017年)、全16冊〕イアン・ニアリー『部落問題と近現代日本』〔監訳明石書店(2016年)〕『筑豊・田川万華鏡』〔明石書店(2021年)〕『殉義の星と輝やかん』〔花乱社(2022年)〕共編著『解放の父・松本治一郎への手紙』(解放出版社 2023年6月)



やまぐち ひろゆき
山口 裕之

【主な講演テーマ】

『オカリナ演奏と語りによるハートフル・コンサート～人権文化拡張のうねりを創造しましょう～』『ロシアのウクライナ侵攻をただす～真の平和構築とつながりの力を模索する～』『再び、つながる！コロナ禍を超えて素敵な人生・地域づくりを～今こそ、手をつなごう、支えあおう、未来を創ろう～』『コロナ禍中における人権問題に向き合う～新たな学びとつながりを創造する地域・組織づくりをめざして～』『歌い継がれるメロディ、いのちのうた～一人ひとりが大切にされる人権のまちづくりをめざして～』『音楽で学ぶ人権・部落問題学習～人権の輝きをともに、さらに～』『部落問題解消の歴史と現在～部落差別解消推進法を実効あるものとしていくために～』『子育て・見守り真っ最中のあなたへの応援歌～癒し・子育ての知恵・生きる勇気をともに、さらに～』『女も男も、ともに輝く日々を～新しいまちづくり・くらしづくり・自分づくりは男女共同参画で～』『高齢者が地域の中心で生きるために～“光輝高齢者”となるための応援歌～』『「福祉」について考える～ともに生きる豊かな関係をめざして～』『職場・スタッフの人権意識向上をめざして～人権文化創造のパワー・スポットにするために～』『ともに支え合い、認め合う集団づくりをめざして～子どもを中心にすえた人権教育をつくるために～』『地域・事業所の人権学習カリキュラムを中・長期的展望でどう創造していくか』『自尊感情を高め合い、よりよい組織をつくるために』

【講師からのメッセージ】

『“人はだれもが幸せになるために生まれてきた”“私たちはみな愛を学び自己実現するために生きている”この理念をお伝えするために人権問題に関する科学的認識を深めるとともに、オカリナ演奏・映像をともなった語りで参加者の生き方と重ね、感性にうったえる人権コンサート・参加型学習を行っております。』

【現職】

オカリナ奏者、マザーアース人権啓発研究所主宰、マザーアースアーティストラ代表
社会福祉法人柚の木福祉会監事、「こども大学だざいふ・ふくおか」理事

【研究歴・活動歴】

31年間の小学校教職を辞し、人権啓発・人生応援活動に専念する。
福岡教育大学管弦楽団コンサートマスター、元福岡市同和教育研究会「授業と学力」専門委員長、福岡教育文化研究所事務局長を経て学校・地域の人権活動を支援し、人権学習・平和学習の教材開発や夢創造・勇気づけ講演会を行ってきた。第8回日本オカリナ・コンクール合奏部門「1位・2位なしの3位」受賞。
福岡市日中友好協会副会長・日本ベトナム平和友好連絡会議福岡国際交流部門事務局長として、人権・共生・平和を基調とした人権コンサート、国際交流イベント、オカリナ・ヒーリング・カフェを開催している。

【著書】

『いのちのうた』（CD付詩画集・ポウオフィス）『部落史発見』（共著・福岡市同研）福岡市人権読本『ぬくもり』（共著・福岡市同研）『展望をさぐる』（共著・福岡市同教）『より豊かな部落問題学習の創造に向けて』（共著・部落解放史ふくおか第86号）映画『椿水路物語』（60分・福岡市早良の郷土史の教材化）『いのちの原風景』（CD/DVD/楽譜集・ポウオフィス）制作

【様々な人権問題】



あらかま あきら
荒牧 明楽

【主な講演テーマ】

- 『LGBTをもっと身近に～いないではなく 気づいていないだけ～』
- 『アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）研修』
- 『企業におけるダイバーシティ&インクルージョン施策』
- 『ゲームを通じて気づく 自分のくせと思ひこみ』

【講師からのメッセージ】

『トランスジェンダー当事者。元々トランスジェンダーを中心とした啓発活動から、LGBT 全体への啓発活動をするようになって自分の中にある無意識の偏見にたくさん気づくようになりました。

「知らない」ことで傷つけることもあれば「知っている」と思ひこんで傷つけることもあります。自分のせいや誰かのせいではなく、人間共通の脳機能的特徴なども取り入れながら、1人ひとりが自分の中の思ひこみに気づけることを大切にしています。誰もが明るく楽しく自分らしく生きてチームプレイができる尊厳社会を目指し活動しています。』

【現職】

OVER THE RAINBOW 代表、NPO 法人カラフルチェンジラボ 理事、n Tech Online University 学長
久留米大学医学部非常勤講師

【研究歴、活動歴】

- 2007年：佐賀大学 卒業論文「情報化社会が作り出す様々な人々が生きやすい世の中～性同一性障害から考える～」
- 2018年：OVER THE RAINBOW 発足。同年九州レインボープライド実行委員会に参加
- 2019年：NPO 法人カラフルチェンジラボ研修研究グループリーダー就任
- 2021年：n Tech Online University(nOU)学長就任

【著書】

- 『トランスジェンダーの私が悟るまで』（NR 出版、2022年3月発売）



うら ひさこ
浦 尚子

【主な講演テーマ】

『犯罪被害にあうということ』、『性暴力について知る』

【講師からのメッセージ】

犯罪や性暴力の被害の実態について理解を深めることで、みなさまと一緒に犯罪や性暴力のない社会をつくっていきたいです。

【現職】

公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター理事長

【研究歴、活動歴】

福岡県性暴力対策アドバイザー

内閣府女性に対する暴力に関する専門調査会委員



えしま れいこ
江島 玲子

【主な講演テーマ】

『障がいの理解とその対応』、『心のバリアフリー』、『働くということをサポートするために』等

【講師からのメッセージ】

『障がいのある方や障がいを理解することと、その理解を行動や実践に移行させるとはどのようなことなのかを障害者差別解消法の理念を踏まえてお話をしたいと思っています。』

【現職】

筑紫女学園大学非常勤講師

【研究歴、活動歴】

- ・(株)岩田屋勤務時、ローターアクトクラブ所属(社会奉仕委員)
- ・県立学校(特別支援学校)教諭、教頭、校長
県教育庁義務教育課特別支援教育室指導主事、主任指導主事、主幹指導主事にて各学校を指導
- ・福岡県同和教育副読本「かがやき」編集委員
- ・県男女共同参画審議会委員

【著書】

- 『「発達の遅れと教育」すぐに役立つ作業学習ハンドブック』共著(日本文化科学社)
- 『新しい教育課程と学習活動Q&A 特別支援教育』共著(東洋館出版)
- 『精神薄弱教育実践講座「高等部教育課程」』共著(株ニチブン)



かとう よういち
加藤 陽一（再掲）

【主な講演テーマ】

『災害と人権～福祉避難所問題を考える』『高齢者の孤立と人権』『児童虐待の現状と課題』『高齢者虐待の現状と課題』『キーワードで考える部落問題』他、部落問題・部落史全般、『部落差別と仏教』『同和教育（保育）が提起したもの』『子育てと人権』『いじめ・体罰と人権』『無言・無縁社会と人権』『江戸の商業倫理とC.S.R.』『地名総覧からC.S.R.へ』『パワハラのない企業風土創りのために』『食を通して考える子育てと人権』『防災と人権』『スポーツ指導と人権』『孤立社会のメンタルヘルス』『障害者差別解消法の意義と課題』『インターネットと人権』『性的少数者の人権入門』『五重の排除と子どもの貧困』『児童生徒のスマホ利用を考える』『高齢者虐待の現状と課題』『児童虐待の現状と課題』『ジェンダー平等とは何かを考える』等

【講師からのメッセージ】

『キーワードは「好奇心」と「視点の転換」です。』

【現職】

九州女子短期大学講師、香春町部落差別解消推進審議委員長（令和5～6年度）
博多昆虫同好会会員、公益社団法人福岡県人権研究所会員（住民意識調査担当）

【研究歴、活動歴】

1979年から小倉の識字学級に通い始める。（現在は、地域交流センター啓発講座講師として継続中）

1984年4月～1987年3月 福岡県同和教育研究協議会事務局員

2006年 狭山第三次再審開争に関わり、逮捕当時の石川さんの言語能力と脅迫状執筆能力の矛盾をまとめた川向・加藤意見書を作成。

1978年4月～2012年3月まで公立中学校教諭（国語科）

2012年度～嘉麻市、新宮町、小郡市、大木町、筑後市、朝倉地区、八女市、広川町、久留米市住民意識調査の分析を担当

2019年から 九州女子短期大学講師

【著書】

- ・『^{ムラ}部落が語りかけるとき』『学校現象をフィールドワークする』『部落問題 はじめの一歩』
- ・共著『部落史授業を見直す』『子どもたちの表現を拓く』



くぼい せつ
久保井 摂

【主な講演テーマ】

『患者の権利』、『薬害（HIV、HPVワクチン）』、『ハンセン病問題』、『障害者差別』、『LGBTQ+』

【講師からのメッセージ】

あらゆる社会的マイノリティ問題には共通した課題がある。マイノリティで「ない」側に分類された時点で私達は意識的でなければ「見下す」視線に立ってしまうということ、マイノリティである自分、メジャーである自分に常に意識的でありたい。

【現職】

弁護士

【研究歴、活動歴】

筑豊じん肺弁護団、薬害エイズ弁護団、ハンセン病問題弁護団、HPVワクチン薬害訴訟弁護団、旧優生保護法違憲国賠弁護団、結婚の自由をすべての人に訴訟弁護団、患者の権利法をつくる会



くらとみ ふみえ
倉富 史枝

【主な講演テーマ】

『ジェンダー平等』、『男女共同参画社会』、『ワーク・ライフ・バランス』、『ドメスティック・バイオレンス』
『児童虐待防止』、『セクシャル・ハラスメント及びパワーハラスメントの防止』

【講師からのメッセージ】

『全ての人が自分自身の存在に誇りをもって心豊かに生きていける社会になるよう、問を立て考え行動して
いきたいと思います。』

【現職】

NPO 法人福岡ジェンダー研究所理事兼研究員 西南女学院大学教授
元民間団体「こども CAP ふくおか」代表

【研究歴、活動歴】

- ・ 県内自治体の男女共同参画行政に関わる業務（苅田町男女共同参画推進委員、遠賀町男女共同参画苦情処理・救済委員、大牟田市男女共同参画推進委員、筑紫野市男女共同参画推進委員、古賀市男女共同参画審議会会長、大川市男女共同参画審議会会長、志免町男女共同参画審議会会長、篠栗町男女共同参画審議会会長、那珂川市男女共同参画審議会・新宮町男女共同参画審議会・大木町男女共同参画協議会の各委員）
- ・ 自治体のその他に関わる業務（志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会会長）
- ・ 大学での非常勤講師（長崎県立大学「公共性特論」）

【著書】

共著「改訂版 そこが知りたい！パワハラ対策の極意」西日本新聞社
共著「新版家族社会学 基礎と応用」九州大学出版会



くろべ みさき
黒部 美咲

【主な講演テーマ】

『トランスジェンダー当事者のリアル（困り事）について』、『性的マイノリティ当事者の悩み事とその対応の仕方について（企業、社会人向け）』、『性的マイノリティ当事者の悩み事とその対応の仕方について（学校、教育関係者向け）』、『LGBTQと性の多様性について』

【講師からのメッセージ】

トランスジェンダー（性同一性障害）女性当事者として企業で働く中での困り事、生活する中での困り事等の経験をお話する、LGBTQと性の多様性をお話するという活動を通じて世の中には様々な所（企業内、学校内）に様々な年齢の当事者が様々な形で生活していることを知りました。私は、性的マイノリティ、LGBTQの啓発活動を通じて、様々な人たちが自分らしく生きやすいお互いにお互いを尊重しあえる世の中になれば良いと思っていますし、そういう世の中になるよう私自身も自分を高めていきたいと思っています。よろしくお祈りします。

【現職】

一般社団法人 gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会九州支部 支部長
NPO法人あなたのSOGIE 理事

【研究歴、活動歴】

2016年より一般社団法人 gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会九州支部長に就任し、講演、研修活動、交流会の開催、当事者やそのご家族、ご友人からの相談などの活動を行う。
2022年、NPO法人あなたのSOGIE理事に就任。メディアへの出演多数。



しいた のぶ 椎太 信

【主な講演テーマ】

『トランスジェンダー～性別違和・性別不合～について』『多様な性』『セクシャルマイノリティ』
『LGBTQ+と災害』

【講師からのメッセージ】

「気づいていないだけであなたの周りにも必ずいる」性的マイノリティの子供たち。そのほとんどは家族を悲しませたくないから「自分さえ我慢していれば」と、親にも言えず、誰からも気づかれないように自分を隠して生きています。「ありのままの自分でいたい」ただそれだけなのに…。それがどれほど苦しいことなのか？想像さえしたこともない私たちは些細な言葉で傷つけているかもしれません。1人で悩み、中には自ら命を絶つ子供たちもいます。まずは「否定をしない」ということから始めてほしいです。多様な性のあり方を学び、共に生きていく社会とは？少しでも知るきっかけになれば嬉しいです。活動を通して「知る」ことの大切さを痛感しています。「知らない」ことが差別、偏見、いじめに繋がる。最終的には、セクシャルマイノリティの全ての人たちが周りの人達に気を使うことなく、また、周りの人達も僕らに気を使わない…。そして当事者が権利を主張することなく、自分らしく暮らし、お互いに当たり前を受け入れあう世の中になればと思います。

【現職】

GID Link 代表 (G I D学会エキスパート研修終了)、マインドフルネス プロ認定講師、セラピスト サイエンスインストラクター、心理カウンセラー・家族療法カウンセラー、コーチングアドバイザーなど

【研究歴・活動歴】

2013年～2016年(一社) gid.jp ～性同一性障害と共に生きる人々の会～初代九州支部長を経て、GID Link を設立。

2012年から 中間小学校3年間、九州女子大学、九州共立大学2年間、久留米大学医学部看護学科助産師のクラス6年間GTとして人権教育の授業を担当。

講師としては県庁や地方自治体、公立・県立の小学校～大学・専門学校の生徒、教職員やPTA、精神保健福祉士や民生委員、病院、企業向けに人権授業や職員研修、福岡教育事務所教頭・副校長人権教育研修会、校長会、市民講座、県民講座など多数担当。

その他、活動実績詳細はHPをご覧ください。<https://gidlink.info/activity>

心理カウンセラーとしてトランスジェンダー及びご家族、支援者のサポートや相談業務を行う。



ばく かんす
朴 康秀

【主な講演テーマ】

『在日コリアンの人権』『在日コリアンの人権とヘイトスピーチ問題』『筑豊の炭鉱から在日コリアンの強制連行・強制労働の足跡を辿る』※フィールドワーク（現地案内）

【講師からのメッセージ】

『在日コリアンと日本人との多文化共生を地域の中から実践しましょう！』

【現職】

北九州市立若松中央小学校 民族学級講師

韓国民族打楽器演奏グループ“ビビムタ！チャンゴ教室”代表

【研究歴、活動歴】

1989年 福岡市で韓国民族打楽器チームを結成

1990年 「三・一文化祭」を開催。毎年開催（'20～'22年コロナ禍により中止）

1996年 北九州市立若松中央小学校の民族学級講師に着任、現在に至る

在日コリアンの歴史的な経緯、背景、現在の課題などを解説し、日本人、在日コリアンを始めとする地域の中からの多文化共生を模索。

社会問題化しているヘイトスピーチ問題の歴史的経過や具体的な内容、社会に及ぼす危険性を啓発。

小学校での国際理解教育、文化体験ワークショップのゲスト講師としてこれまでに多数の学校などで公演・講演活動を行っている。

・筑豊における朝鮮人強制連行、強制労働の歴史を研究されてきた故金光烈先生、故横川輝雄先生の意思を受け継ぎ、現場の探査、研究を行い、フィールドワーク（案内）を行っている。

【著書】（著述）

『福岡県の公立学校における民族学級の歴史と現状』[部落解放史ふくおか第118号（2005年6月）]

『朝鮮人等強制連行、強制労働の足跡を辿る』【女たちの21世紀No.97（2019.3）アジア女性資料センター】

『山の中の石仏たち～三好炭鉱の朝鮮人犠牲者たちの名前をたずねて』【リベラシオン no.191 福岡県人権研究所（2023秋）】



ふなこし てつろう
船越 哲朗

【主な講演テーマ】

- ◎企業・団体向け『障がい者社員が主体となってイキイキと働く職場のつくり方～なぜ、障がい者中心で、こんなに仕事が回り、収益が上がる職場がつかれるのか？～』『ダイバーシティの観点から考える人権問題』
- ◎地域向け『「障がい」って何だろう？』『「障害」は、どこにある？～正しく知り正しく理解することの重要性～』
- ◎保護者向け『「できるを伸ばす！ほめて育てる」企業側の立場から保護者へのアドバイス～将来の自立のために、今やっておくべきこと～』
- ◎福祉支援者向け『企業が採用したくなる障がい者育成のいろは～企業が求める人材とは？～』『企業を知ろう～障がい者雇用をしたい企業が求める支援とは？～』

【講師からのメッセージ】

「企業人」「福祉支援者」「保護者」の3つの立場で日々活動をしています。1990年に西部ガスに入社。知的障がいがある次男を授かったことを契機に、親であり企業人である自分が「障がい者と企業をつなぐ架け橋になる」ことを決意しました。私の講演のキーワードは『正しく知り、正しく理解する』ことです。人が誰しも持っている固定観念が偏見や差別を生み出します。新たな出会いや経験、これまでと違う視点で考えてみると、固定観念が柔らかくなり変化してきます。私自身が次男との出会いで大きく変化しました。皆さんと一緒に『障がい』について考えていけたら幸いに存じます。

【現職】

西部ガス絆結株式会社代表取締役社長（西部ガスホールディングス特例子会社）
障がい者就労支援事業所 ワークオフィス絆結 所長・社会福祉士

【研究歴・活動歴】

福岡県・九州経済産業局・福岡労働局・他「企業経営者人権啓発セミナー」講師、福岡県人権啓発情報センター「人権啓発指導者セミナー」講師、福岡県人権啓発情報センター企画委員会委員就任、2016年～現在民間企業（大手電機メーカー、IT企業、公益企業他）の社内研修・ワークショップ等の講師を多数実施

【受賞歴】

第12回「日本でいちばん大切にしたい会社」大賞「実行委員会特別賞」受賞
厚生労働省「グッドキャリア企業アワード2022」イノベーション賞



ふるかわ かつすけ
古川 克介

【主な講演テーマ】

『障がい者問題』

【講師からのメッセージ】

『障がい者問題=福祉問題から人権問題・女性・部落・黒人・在日外国人・少数民族アイヌ・などと同等の人権問題として扱う必要があります。

中でも、障がい者問題の差別の根幹は、人々に巣くう「優性思想」にあり、そのことが障がい者の存在自体を脅かしています。その傾向は、羊水検査、血液検査による胎児診断、人ゲノムの解析や脳死臓器移植の発展、尊厳死や安楽死など、人が人である基準を突き詰めようとすることにより、生を受けても良い命とそうでない命や生かして良い命とそうでない命を選別する結果になっています。

もともと、人の命に貴賤はなく、どんな命も祝福を持って迎えられなければならないと、また、どのような状態になっても、人としての尊厳を最後の瞬間まで尊重されなければならないと思うのです。

障がい者問題をとおして、命の平等性を提起し、真の意味での共生社会の実現に役立てられたらと考えています。』

【現職】

地域活動支援センターフロンティア代表、特定非営利活動法人自立生活センター久留米 理事長

【研究歴、活動歴】

昭和 57 年（1982 年）障害者の自立を考える青年の会設立

平成 6 年（1994 年）自立生活センター久留米設立

平成 7 年（1995 年）共同作業所フロンティア設立

平成 8 年（1996 年）久留米市共同作業所連絡会会長就任

平成 11 年（1999 年）久留米市・障害者生活支援センター（ぴあくるめ）設立に関わる、
運営委員会初代事務局長就任

平成 12 年（2000 年）身体障害者ケアマネジメント試行事業責任者

平成 13 年（2001 年）久留米市障害者施策推進協議会委員に就任

平成 15 年（2003 年）特定非営利活動法人自立生活センター久留米 理事長就任

平成 18 年（2006 年）久留米市障害者福祉計画推進員就任理事長に就任

平成 24 年（2012 年）一般社団法人生活支援センター「結」理事長就任



ふるの よういち
古野 陽一

【主な講演テーマ】

- 『デジタル社会と人権』『デジタル社会と子どもの権利』
- 『子どもへの社会的マルトリートメントってどんなこと？』

【講師からのメッセージ】

デジタル社会…インターネットを介したデジタルサービスが生活のすみずみに入り込み、社会生活の場となるのと同時に、様々なデジタル化された情報が取得され多様な形で利用される社会。

そこでは様々な形で人が持つ権利が侵害されています。そこに気づき、どのようにふるまえば良いのか考える機会を提供します。

【現職】

NPO法人子どもとメディア 全国ネットワーク担当常任理事、てくさぼC&M代表、
株式会社喜楽学舎代表取締役

【研究歴・活動歴】

- 1997.4～ 子ども子育ての市民活動に関わり、子どもの権利から人権意識を学ぶ。
- 2003.4 カナダの子育て支援プログラム実施者として、カナダを初めとした国際的な人権教育について学び、普及推進活動を行なう。
- 2005.6 NPO法人子どもとメディア常務理事。子どもの権利にもとづくインターネットと子どもの権利についての啓発活動を開始。
- 2015.4 てくさぼC&M設立、インターネット上のトラブル対策を啓発。
- 2022.4 一般社団法人ジェイス理事。子どもへの社会的マルトリートメント予防を啓発。

【著書】

- 『ネットに奪われる子どもたち』（少年写真新聞社発行）



ももた えいこ
百田 英子

【主な講演テーマ】

『子どもの権利保障を基礎にした子どもの居場所づくり』『不登校と子どもの権利』『思春期の子どもと大人の関わり』『家庭生活における子どもの権利保障』『地域の力を生かした子どもの居場所づくり』『学校でできる子どもの権利保障』『子どもに関わる問題と子どもの権利』

【講師からのメッセージ】

『子どもの権利条約の批准後 30 年の時を経て、国内では「こども基本法」が生まれ、ようやく子どもの権利保障が当たり前の世の中になりつつありますが、それでも現実には子どもの命が奪われる事件や事故が後を絶たず、子ども施設や地域等で子どもを見守る体制が求められています。一方で、子どもが安心して自分らしく生きる権利や支援を求める権利を、子ども自身に知らせていく事も重要な課題です。子どもを守り、子どもの持つ力を見つけ伸ばすことは周囲の大人の役割であると考えことから、日々の親の関わりや地域の皆さんが出来る“子どもの権利保障”について、わかり易く伝えたいと思います。』

【現職】

特定非営利活動法人スペース deGUN² (で ぐんぐん) 理事長

【研究歴、活動歴】

平成 10 年から志免町で、親子講座等を企画実施。

平成 13 年 4 月から平成 25 年 3 月まで、志免町教育相談室で教育相談員として勤務。

平成 16 年から 3 年間、志免町子どもの権利条例策定委員として条例策定に関わる。

平成 18 年 8 月、特定非営利活動法人スペース deGUN² (ぐんぐん) を立ち上げ、子どもの居場所「リリーフ」、適応指導教室「ぐんぐん」の運営を志免町から受託。

子どもの権利保障を視野に、学校、保護者と連携を図り、子どもの最善の利益を求める活動をしている。

平成 28 年度に法人として「志免町子どもの権利かるた」を製作。小学 4 年生を対象に、“子どもの権利”を伝える活動をしている。



やない よしえ
柳井 美枝

【主な講演テーマ】

『人権とは何か』、『自分らしく生きること』、『多文化共生のまちづくり』、『在日コリアンについて』、『識字と人権』、『夜間中学について』、『外国人と人権』

【講師からのメッセージ】

キーワードは「すべての人が持つ人権」

人権とは「自分らしく生きる権利」だと言われています。そして、その対極にある「生きる権利を奪うもの」が戦争です。戦争の反省から「世界人権宣言」が出されて70年以上経ちますが、国内でも様々な人権侵害、世界では、紛争や戦争が跡を絶ちません。人権啓発の目的は、差別や紛争・戦争のない平和な社会を作り、守り、それを次の世代に残していくことだと思います。多くの人と一緒に人権、平和、命の大切さを考えるきっかけになればと思っています。

【現職】

北九州市立大学非常勤講師、福岡教育大学非常勤講師、自主夜間中学「穴生・中学校夜間学級」（青春学校）スタッフ

【研究歴、活動歴】

北九州市で行われている「穴生・中学校夜間学級」（青春学校）の開設・運営に携わる。在日一世の女性史を研究。『在日韓国女性生活史』を大学院修士論文で、『北九州市在住在日韓国女性の状況』を女性問題調査研究支報告書（1998年）で執筆。（公社）福岡県人権研究所特命研究員。

【著書】

共著『多文化共生のまちづくり』[明石書店、2004年]

共著「識字学級 青春学校」『教育と医学』[慶応大学出版会、2000年]

共著「夜間学校の教育課題」『現代教育の諸相』（青簡舎、2010年）

「美しい島の悲劇～済州島4.3事件から70年目を迎えて」『リベラシオン』（公社、福岡県人権研究所、2018年）他

※在日コリアン3世。本名は金^{キム} 美子^{ミジャ}です。

資 料

(目 次)

福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団 講師あっせん事業実施要綱	38 頁
---	------

企業、地域等研修でお使いいただく資料

福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団 講師あっせん要領（企業、地域等）	40 頁
— 様式第 1 号 講師団講師あっせん依頼書（企業、地域等）	42 頁
— 様式第 2 号 研修結果報告書（企業、地域等）	43 頁
— 人権・同和問題研修アンケート	51 頁
— 人権・同和問題研修アンケート（集計票）	53 頁

国及び市町村等研修でお使いいただく資料

福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団 講師あっせん要領（国及び市町村等）	44 頁
— 様式第 1 号 講師団講師あっせん依頼書（国及び市町村等）	46 頁
— 様式第 2 号 研修結果報告書（国及び市町村等）	47 頁
— 人権・同和問題研修アンケート	51 頁
— 人権・同和問題研修アンケート（集計票）	53 頁

福岡県職員研修でお使いいただく資料

福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団 講師依頼事務取扱要領	48 頁
— 様式第 1 号 講師団講師依頼書	49 頁
— 様式第 2 号 研修結果報告書	50 頁
— 人権・同和問題研修アンケート	51 頁
— 人権・同和問題研修アンケート（集計票）	53 頁

福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修 講師団講師あっせん事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県職員研修をはじめ、市町村、企業、地域等で行われる同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発及び研修の推進を図るため、福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団（以下「講師団」という。）を組織し、併せて、市町村、企業、地域等（以下「市町村等」という。）の求めに応じて講師のあっせんを行うことについて定めるものとする。

(講師団)

第2条 講師団は、同和問題に係る啓発・研修講師団と様々な人権問題に係る啓発・研修講師団をもって構成する。

(講師の選任等)

第3条 講師は、同和問題をはじめとする人権問題について深い見識を有し、教育・啓発に関して講演活動の実務経験を有する者のうちから知事が選任するものとする。

2 講師の任期は3年とする。なお、講演実績を評価し、必要と認める場合は、再任できるものとする。

3 講師の定年は75歳とし、定年に達した日以後最初の3月31日をもって退任する。ただし、知事が特に必要と認める場合は、75歳以上の者を選任又は再任できるものとする。

(講師のあっせん)

第4条 市町村等が実施する啓発及び研修に対して、講師団の中から講師をあっせんする。

2 あっせんの手続及び費用負担は、別に定める。

(講師団総会)

第5条 講師団は、毎年度1回総会を開催するものとする。

2 総会では、講師団の活動報告、講師相互の情報交換及び講師に対する研修等を行うものとする。

(意見聴取)

第6条 次の各号に定めるものについては、様々な人権問題に係る啓発・研修講師団に関するものは福岡県人権施策推進懇話会、同和問題に係る啓発・研修講師団に関するものは福

岡山部落差別解消推進協議会の意見をあらかじめ聴くものとする。

- 一 第3条第1項に定める講師の選任に関する事
- 二 第5条第2項に定める講師に対する研修の企画に関する事
- 三 その他講師団の運営に必要な事項

(事務局)

第7条 講師団の庶務は福祉労働部人権・同和対策局調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日までの講師団講師のあっせんについては、なお従前の例による。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修 講師団講師あっせん要領（企業、地域等）

第1 趣旨

この要領は、福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん事業実施要綱第4条の規定に基づき、企業、地域（自治会等）等が行う研修に講師をあっせんする場合のあっせんの手続及び費用を定めるものとする。

第2 定義

この要領でいう企業、地域（自治会等）等が行う研修とは、福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん要領（国及び市町村等）に定める研修以外のものをいう。

第3 あっせんの依頼

あっせんを依頼しようとする者は、講師団講師あっせん依頼書（様式第1号）を研修を行おうとする日の40日前までに知事に提出しなければならない。

第4 あっせんの方法

- 1 知事は、依頼書の提出があったときは、講師団講師名簿等から講師を選定し、当該講師に出講の要請を行う。
- 2 知事は、講師を決定したときは、速やかにあっせんを依頼した者にその旨を通知する。

第5 報告書およびアンケート集計票の提出

あっせんを依頼した者は、研修結果報告書（様式第2号）を研修終了後10日以内に、アンケート集計票を研修終了後30日以内に、知事に提出しなければならない。

第6 費用の負担

知事は、研修結果報告書により研修の実施を確認したときは、予算の範囲内で、当該研修を行った月の翌月に当該講師に謝金及び旅費を支払う。

附 則

この要領は、平成5年9月14日から施行する。

この要領は、平成7年4月28日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

この要領は、令和2年12月24日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

講師団講師あっせん依頼書

（企業、地域等あっせん要領）

年 月 日

福岡県知事 殿

依頼者名

福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん要領（企業、地域等）第3の規定に基づき、次のとおり講師の依頼をします。

区 分	内 容
研修実施年月日及び時間	年 月 日 時 分から 時 分まで
講師の講演時間	時 分から 時 分まで
研 修 場 所	
所 在 地	
最寄りの駅・バス停等	
研 修 会 名 称	
対象者(参加予定人数)	(人)
研 修 次 第	
講 師 名	
希望する講演のテーマ	
研 修 担 当 者 名	
連 絡 先	(電 話) (F A X) (Email)

注1 研修場所は、講師が到着できるよう地図を添付してください。

2 講演の内容は、具体的に記載してください。

3 研修の開催要綱等があれば添付してください。

研 修 結 果 報 告 書

（企業、地域等あっせん要領）

年 月 日

福岡県知事 殿

依頼者名

福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん要領（企業、地域等）第5の規定に基づき、次のとおり報告します。

区 分	内 容
講 師 氏 名	
研修実施年月日及び時間	年 月 日 時 分から 時 分
講 演 時 間	時間 分
研 修 場 所 (所 在 地)	
出 席 者 数	人
対 象 者	
研 修 次 第	
講 演 の テ ー マ	

注 研修レジュメ等を添付してください。

福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・ 研修講師団講師あっせん要領（国及び市町村等）

第1 趣旨

この要領は、福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん事業実施要綱第4条の規定に基づき、国の行政機関の長及び市町村長が行う研修並びに介護員等養成研修（範囲については別紙のとおり）に講師をあっせんする場合のあっせんの手続及び費用を定めるものとする。

第2 あっせんの依頼

あっせんを依頼しようとする者は、講師団講師あっせん依頼書（様式第1号）を研修を行おうとする日の40日前までに知事に提出しなければならない。

第3 あっせんの方法

- 1 知事は、依頼書の提出があったときは、講師団講師名簿等から講師を選定し、当該講師に出講の要請を行う。
- 2 知事は、講師を決定したときは、速やかにあっせんを依頼した者にその旨を通知する。

第4 費用の負担

講師に対する費用は、次に掲げる額をあっせんを依頼した者が負担する。

- (1) 謝金 1時間当たり12,000円
- (2) 旅費 実費相当額

第5 報告書およびアンケート集計票の提出

あっせんを依頼した者は、研修結果報告書（様式第2号）を研修終了後10日以内に、アンケート集計票を研修終了後30日以内に、知事に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成5年9月14日から施行する。

この要領は、平成7年4月28日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

この要領は、平成25年7月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この要領は、令和2年12月24日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

介護員等養成研修の範囲について

この要領に定める「介護員等養成研修」とは、次のものをいう。

- 1 福岡県介護員養成研修事業者指定要綱の「第 7 条 指定等」に基づき、介護員養成研修事業者として指定を受けた者が実施する介護員初任者研修及び生活援助従事者研修
- 2 福岡県障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業実施要綱の「8 ホームヘルパー養成研修事業の指定」に基づき、障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業として指定をうけた研修
- 3 福岡県移動介護従業者養成研修事業実施要綱の「5 研修事業の認定」に基づき、移動介護従業者養成研修事業として認定された研修

講師団講師あっせん依頼書

（国及び市町村等あっせん要領）

年 月 日

福岡県知事 殿

依頼者名

福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん要領（国及び市町村等）第2の規定に基づき、次のとおり講師のあっせんに依頼します。

区 分	内 容
研修実施年月日及び時間	年 月 日 時 分から 時 分まで
講師の講演時間	時 分から 時 分まで
研 修 場 所	
所 在 地	
最寄りの駅・バス停等	
研 修 会 名 称	
対象者(参加予定人数)	(人)
研 修 次 第	
講 師 名	
希望する講演のテーマ	
研 修 担 当 者 名	
連 絡 先	(電 話) (F A X) (Email)

- 注1 研修場所は、講師が到着できるような地図を添付してください。
 2 講演の内容は、具体的に記載してください。
 3 研修の開催要綱等があれば添付してください。

研修結果報告書

（国及び市町村等あっせん要領）

年 月 日

福岡県知事 殿

依頼者名

福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん要領（国及び市町村等）第5の規定に基づき、次のとおり報告します。

区 分	内 容
講 師 氏 名	
研修実施年月日及び時間	年 月 日 時 分から 時 分
研 修 場 所 （ 所 在 地 ）	
出 席 者 数	人
対 象 者	
研 修 次 第	
講 演 の テ ー マ	

注 研修レジュメ等を添付してください。

福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る

啓発・研修講師団講師依頼事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、福岡県における同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修を推進するため、同和問題をはじめとする人権問題に関する職員研修大綱（昭和57年4月5日施行。以下「大綱」という。）の3の（3）に掲げる研修、職員研修所が主催する研修等において福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん事業実施要綱に定める講師を依頼する場合の手続、費用の負担等を定めるものとする。

第2 手続

- 1 第1に定める講師を依頼しようとする所属長（以下「所属長」という。）は、研修を行おうとする日の40日前までに講師団講師依頼書（様式第1号）を福祉労働部人権・同和对策局調整課長（以下「調整課長」という。）に提出しなければならない。
ただし、職員研修所が主催する研修は、別に定めるところによる。
- 2 調整課長は、依頼書の提出があったときは、講師団講師名簿等から講師を選定し、当該講師に出講の要請を行う。
- 3 調整課長は、講師を決定したときは、速やかに所属長にその旨を通知する。

第3 報告書の提出

講師を依頼した所属長は、研修終了後10日以内に研修結果報告書（様式第2号）を調整課長に提出しなければならない。

第4 費用負担

- 1 次に掲げる研修の講師に係る費用は、福祉労働部人権・同和对策局調整課が負担する。
（1）同和問題をはじめとする人権問題に関する職員研修大綱の3の（3）に掲げる研修
（2）その他県職員を対象とした同和問題に関する研修（2に掲げる研修を除く。）
- 2 職員研修所が主催する研修は、職員研修所が負担する。

第5 派遣費用の負担方法

調整課長は、研修結果報告書により、研修の実施を確認したときは、当該研修を行った月の翌月に当該講師に講師謝金及び旅費を支払う。

附 則

この要領は、平成5年9月14日から施行する。

この要領は、平成7年4月28日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

この要領は、令和2年12月24日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

講師団講師依頼書

番 号
年 月 日

福祉労働部人権・同和対策局調整課長 殿

所属長名

福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師依頼事務取扱要領第2の規定に基づき、次のとおり講師の依頼をします。

区 分	内 容
研修実施年月日及び時間	年 月 日 時 分から 時 分まで
講師の講演時間	時 分から 時 分まで
研 修 場 所	
所 在 地	
最寄りの駅・バス停等	
研 修 会 名 称	
対象者(参加予定人数)	(人)
研 修 次 第	
講 師 名	
希望する講演のテーマ	
研 修 担 当 者 名	
連 絡 先	(電 話) (F A X) (E m a i l)

- 注1 研修場所は、講師が到着できるよう地図を添付してください。
 2 講演の内容は、具体的に記載してください。
 3 研修の開催要綱等があれば添付してください。

研 修 結 果 報 告 書

番 号
年 月 日

福祉労働部人権・同和対策局調整課長 殿

所属長名

福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師依頼事務取扱要領第3の規定に基づき、次のとおり報告します。

区 分	内 容
講 師 氏 名	
研修実施年月日及び時間	年 月 日 時 分から 時 分
講 演 時 間	時間 分
研 修 場 所 (所 在 地)	
出 席 者 数	人
対 象 者	
研 修 次 第	
講 演 の テ ー マ	

注 研修レジュメ等を添付してください。

人権・同和問題研修アンケート

今後の人権・同和問題研修に活かすため、アンケートの記入をお願いします。

該当する番号に○印をつけてください。自由記載欄が不足する際は別紙に記入いただいても構いません。

1 あなたのことについて、差し支えない範囲で記入してください。

(1) あなたの年齢を教えてください。

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| ① 19歳以下 | ② 20～29歳 | ③ 30～39歳 | ④ 40～49歳 |
| ⑤ 50～59歳 | ⑥ 60～69歳 | ⑦ 70～79歳 | ⑧ 80歳以上 |

(2) あなたの性別を差し支えない範囲で教えてください。

- | | | | |
|------|------|-----------|-----------|
| ① 男性 | ② 女性 | ③ どちらでもない | ④ 回答したくない |
|------|------|-----------|-----------|

2 本日の研修講師についてお尋ねします。

(1) 研修の内容は分かりやすかったですか。

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 分かりやすかった | ② おおむね分かりやすかった |
| ③ あまり分かりやすくなかった | ④ 分かりにくかった |

理由をお書きください。

(2) 使用された研修資料は、研修の内容を理解するために役に立ちましたか。

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 役に立った | ② おおむね役に立った |
| ③ あまり役に立たなかった | ④ 役に立たなかった |

理由をお書きください。

(3) 研修の内容は理解できましたか。

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 理解できた | ② おおむね理解できた |
| ③ あまり理解できなかった | ④ 理解できなかった |

理由をお書きください。

(4) その他、講師にご意見・ご要望があればご記入ください。

(裏面に続く)

3 討議についてお尋ねします。(実施した場合のみ回答)

○ 討議の内容は理解できましたか。

- ① 理解できた ② おおむね理解できた
③ あまり理解できなかった ④ 理解できなかった

理由をお書きください。

4 人権・同和問題啓発映画についてお尋ねします。(上映した場合のみ回答)

○ 映画の内容は理解できましたか。

- ① 理解できた ② おおむね理解できた
③ あまり理解できなかった ④ 理解できなかった

理由をお書きください。

5 本日の研修に参加して、あなたは人権問題に対する見方・考え方が変わりましたか。

- ① 差別は許せないと思う気持ちに変わりはない、または、改めて思いを強くした。
② 今まで特に意識していなかったが、今回初めて差別は許せないと思うようになった。
③ 特に関心がなく、気持ちに変化はない。
④ その他()

6 本日の研修に参加して、今後における人権課題の解決に向けたあなたの考えとして近いものは次のうちどれですか。(複数回答可)

- ① 問題解決のため、自分のできる限りの努力をしたい。
② 正しい知識を身に着けるため、学校での人権教育や行政の人権啓発を積極的に行うとともに、相談に的確に応ずるための相談体制の充実を図る。
③ 差別をしたり、差別を営利目的などに使う者を法律で処罰する。
④ 当事者の問題であるので、自分には直接関係ない。
⑤ わからない。
⑥ その他()

7 今後、同和問題やその他の人権問題に関し、どのような研修を希望しますか。(複数回答可)

(1) 【同和問題】同和問題研修に当たり、今後、どのような内容を希望しますか。

- ① 歴史 ② 差別の実態 ③ 行政の取組 ④ 差別当事者の体験に基づく話

(2) 【様々な人権問題】様々な人権問題研修に当たり、今後、どの分野を希望しますか。

- ① 女性 ② 子ども ③ 高齢者 ④ 障がいのある人 ⑤ 外国人
⑥ HIV感染者 ⑦ ハンセン病患者 ⑧ 犯罪被害者 ⑨ インターネットによる人権侵害
⑩ 性的少数者 ⑪ その他()

(3) 【研修の手法】どのような研修手法を希望しますか。

- ① 講演 ② 討議 ③ 映画 ④ その他()

理由をお書きください。

(4) 今後の研修について、意見・要望があれば記入してください。

御協力ありがとうございました。

人権・同和問題研修アンケート集計票

研修主催者 _____

研修の日時、場所 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分から _____ 時 _____ 分

場所 _____

講師名 _____

研修出席者数 _____ 人

※ (人) に人数を記入してください。本集計票は、研修主催者及び講師に今後より良い研修につなげていただくことを目的としているため、できるだけ多くの理由・意見・感想等を記入してください。

1 研修について

(1) 受講者の年齢

- | | | |
|----------------|----------------|----------------|
| ① 19歳以下 (人) | ② 20～29歳 (人) | ③ 30～39歳 (人) |
| ④ 40～49歳 (人) | ⑤ 50～59歳 (人) | ⑥ 60～69歳 (人) |
| ⑦ 70～79歳 (人) | ⑧ 80歳以上 (人) | |

(2) 受講者の性別

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① 男性 (人) | ② 女性 (人) |
| ③ どちらでもない (人) | ④ 回答したくない (人) |

(3) 研修の形態 (複数回答可)

- | | |
|--------------------|------------------|
| ① 講演 (テーマ _____) | ② 映画 (名称 _____) |
| ③ 討議等 (テーマ _____) | |

2 研修講師について

(1) 研修内容の分かりやすさ

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ① 分かりやすかった (人) | ② おおむね分かりやすかった (人) |
| ③ あまり分かりやすくなかった (人) | ④ 分かりにくかった (人) |

理由

(2) 使用された研修資料

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ① 役に立った (人) | ② おおむね役に立った (人) |
| ③ あまり役に立たなかった (人) | ④ 役に立たなかった (人) |

理由

6 本日の研修に参加して、今後における人権課題解決への考え（複数回答可）

① 問題解決のため、自分のできる限りの努力をしたい。（ 人）
② 正しい知識を身に着けるため、学校での人権教育や行政の人権啓発を積極的に行うとともに、相談的的確に応ずるための相談体制の充実を図る。（ 人）
③ 差別をしたり、差別を営利目的などに使う者を法律で処罰する。（ 人）
④ 当事者の問題であるので、自分には直接関係ない。（ 人）
⑤ わからない。（ 人）
⑥ その他（ ）（ 人）

7 今後、同和問題や様々な人権問題に関しどのような研修を希望するか（複数回答可）

<p>(1) 【同和問題】</p> <p>① 歴史（ 人） ② 差別の実態（ 人）</p> <p>③ 行政の取組（ 人） ④ 差別当事者の体験に基づく話（ 人）</p>
<p>(2) 【様々な人権問題】</p> <p>① 女性（ 人） ② 子ども（ 人） ③ 高齢者（ 人）</p> <p>④ 障がいのある人（ 人） ⑤ 外国人（ 人） ⑥ HIV感染者（ 人）</p> <p>⑦ ハンセン病患者（ 人） ⑧ 犯罪被害者（ 人）</p> <p>⑨ インターネットによる人権侵害（ 人） ⑩ 性的少数者（ 人）</p> <p>⑪ その他（ ）（ 人）</p>
<p>(3) 【研修の手法】</p> <p>① 講演（ 人） ② 討議（ 人）</p> <p>③ 映画（ 人） ④ その他（ ）（ 人）</p>
理由
<p>(4) 今後の研修について、受講者の意見・要望があれば記入してください。</p>
<p>(5) 研修企画担当者としての今回の研修に関する総括を記入してください。</p>
<p>※記入にあたっての視点</p> <p>・研修内容は、講師との事前の打ち合わせや研修主催者の希望に沿ったものであったか。</p>

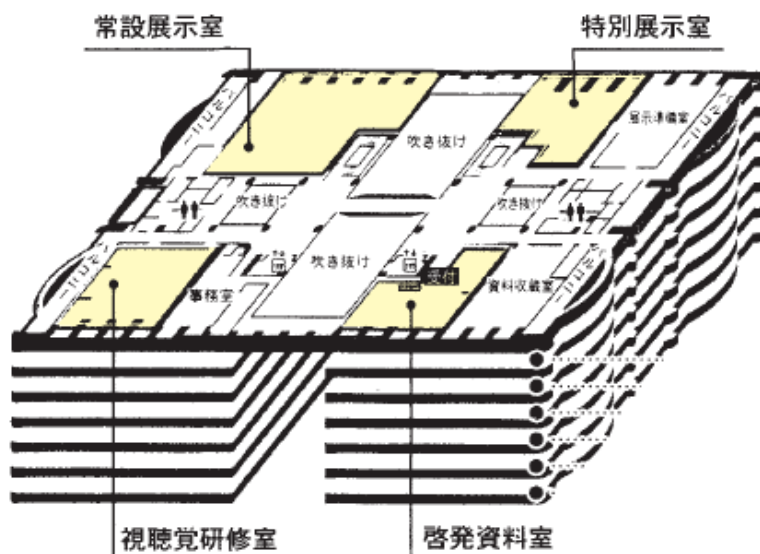
福岡県人権啓発情報センターを御利用ください

(ヒューマン・アルカディア)

福岡県人権啓発情報センター（愛称「ヒューマン・アルカディア」）は、福岡県における同和問題をはじめとする人権啓発の拠点施設として、春日市にあるクローバープラザの7階に開設しております。

当施設は常設展示や特別展示など、同和問題をはじめとする人権問題を分かりやすく学習できる施設として利用いただいております。

施設の概要



- ・場 所 クローバープラザ7階
- ・開館時間 午前9時～午後9時
(但し、日曜日・祝日は午前9時～午後5時)
- ・休 館 日 第4月曜日を除く月曜日
(月曜日が祝日の場合は、翌日)
8月13日～15日
年末年始(12月28日から1月4日)
臨時休館日
- ・展示室入館料 大人200円、大学・高校生100円(団体割引あり)。中学生以下・65歳以上・障害者手帳等をお持ちの方は無料です。

研修や学習等に御利用ください

○同和問題教室（展示室入館料のみ必要）
常設展示室等を利用したグループ向け研修を行っています。(所要時間90分程度)

○啓発資料室（無料）

同和問題をはじめとする人権問題に関する図書及びビデオの閲覧・貸出を行っています。

[図書：約6,800冊]

[ビデオ・DVD：約500本]

※愛称「ヒューマン・アルカディア」について

ヒューマンとは人間を意味し、アルカディアとはギリシャ語で牧歌的な幸福の理想郷という意味があります。

お問い合わせ先

〒816-0804

春日市原町3丁目1-7(クローバープラザ7階)

(公財)福岡県人権啓発情報センター

TEL.092-584-1271 FAX.092-581-12731

<https://www.fukuokaken-jinken.or.jp/>

■クローバープラザの位置





すばる No.30	
福岡県同和問題をはじめとする人権 問題に係る啓発・研修情報誌	
第 30 号 令和 6 年 4 月発行	
福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課 T E L 092-643-3324	

福岡県行政資料	
分類記号 HH	所属コード 4620100
登録年度 6	0001